

# 市街地景観保全と観光事業の促進に関する調査報告

平成21年6月

川崎市市議会議員 吉沢章子

## 1 高山市の概要

人口	96,231人	平成17年度国勢調査
高齢化率	23.9パーセント	
世帯数	32,174世帯	
面積	2,177.67平方キロメートル	
森林率	92.5パーセント	

高山市役所

高山市花岡町 2-18

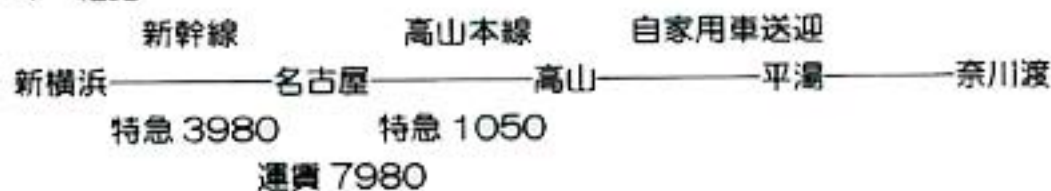
## 2 調査の目的

都市型観光として、川崎市多摩区の既存の観光資源をいかに活用したら商店街の活性化や地域振興になるか、さらに、観光資源を整備しより魅力的なまちづくりをするためには、どのような景観計画が必要なのか、などの命題の基「庶民の生活空間での歴史・文化を見事に景観保全と復元で町おこしを行い、たくさんの観光客が訪れ続けている岐阜県高山市の事例を調査する。

## 3 調査日時

平成21年5月29日から30日まで

## 4 経路



## 5 経費

交通費 39,780円 (随行1名)

## 6 調査事項

### (1) 町並み景観保全の現状

高山市の景観保全は、昭和 35 年に高山祭り屋台が国の重要有形民族文化財に指定されたことが契機となった。

また、同じころ、生活廃水で町の中心を流れている宮川が水質汚濁やごみが目立つようになった。

そこで、子供会が「宮川に清流を」の活動を始め鯉の放流や清掃活動を行うようになった。

このころまでは、観光客などまばらで、観光の町には程遠かったのだが、昔の町並みが残っていてその中で地元の産業（味噌作り、醸造、木工、漆器など）が息づいていたことが、雑誌に紹記事が掲載されたことで来訪者が少しずつ増え始めた。

このようなことが背景にあり、伝統的な景観を保全し町の振興にしようとする地域も行政も活発な動きをてんかいてきたわけで、今日の国内では有数の大観光都市に成長したわけである。

法整備は、昭和 47 年に高山市環境保全基本条例が制定され、平成 7 年には、環境基本条例と改め、このときに市街地景観保全条例も合わせて整備された。この条例で、歴史的および文化的資産の保存、景観の保全は市の責務と位置づけられた。

景観保存地区は 10箇所 1種地区 2種地区に区分されている。また、ここの特徴としては、それぞれの地区に第 1種には景観保存会があり、第 2種には町並保存会がある。それらの組織が集まり高山市警官町並保存連合会が組織されている。

### (2) 観光推進事業

#### 観光案内所の運営

シルバー人材による観光案内で、案内所は民家を借り上げている。

#### 観光パンフレット

ガイドマップ、ガイド冊子、四季で発行するイベント案内誌（別添参照）

#### 観光イベント

春と秋の高山祭りは有名で旅行会社がツアーを組み、このときは町が観光客であふれてしまうくらいの込み合いとなる。車で来る人も多く、地元の小学校や市の遊休地をすべて駐車場に開放するなどの対応

をしている。

#### 飛騨牛

この数年、飛騨牛の味を目当てで訪れる人が多くなってきた。ステーキレストランや串焼き店などが町に増えてきている。

### (3) 伝統的建造物群保存地区保存計画

保存会への助成

保存管理に要する経費

1 件につき 200 万円

ただし、建造物の修理事業については、500 万円までとする。

物資の提供

必要に応じて消火器を配布する。

補助金は地区の保存会へ支払われる。

### (4) その他

景観保全と屋外広告物の規制

屋外広告物は町の景観にあったものとしているが、ナショナルチェーン店やコンビニエンスストアの進出はせっかく地域で築いてきた景観を壊しかねない。現状では、これらの企業には協力をしてもらっているが、景観保全地区が広いと、さまざまな問題も予想される。

今後の方向を定めるためにアンケート調査を行った。

### 参考視察

東京電力奈川渡ダム

梓川テブコ館

資料別添

報告書作成 竹内 みどり